

外為法・投資審査制度

ア ニ ュ ア ル レ ポ ー ト

A N N U A L R E P O R T

年次報告書
(2024年度)

財務省

— 目 次 —

1. 巻頭言	- 1 -
2. 制度の概要（制度総論）	- 2 -
(1) 外為法の概要	- 2 -
(2) 投資審査制度の概要	- 2 -
＜コラム1＞ 対内直接投資審査制度の変遷	- 4 -
(3) 投資審査制度の対象となる外国投資家の類型	- 5 -
(4) 投資審査制度の対象となる対内直接投資等の類型	- 5 -
(5) 指定業種	- 5 -
＜コラム2＞ 近年の指定業種の見直し	- 7 -
(6) 事前届出免除制度	- 8 -
(7) 「特定外国投資家」等に係る政省令改正（令和7年4月4日公布、5月19日施行）	- 11 -
＜コラム3＞ 事前届出免除制度を利用することができない外国投資家・投資類型	- 14 -
(8) 株式取得時の事前届出のフローチャート（上場・非上場・行為時・投資信託ファンド投資）	- 15 -
＜コラム4＞ 経済安全保障の確保と健全な投資の促進	- 18 -
3. 対内直接投資審査制度を巡る最近の状況	- 20 -
(1) 審査・モニタリング体制の強化	- 20 -
＜コラム5＞ 審査に関する考慮要素	- 22 -
(2) 国内外の関係機関との連携	- 22 -
4. 制度執行の状況（制度各論）	- 24 -
(1) 事前届出	- 24 -
(2) 平均審査期間	- 27 -
(3) 事前届出の取下げ	- 27 -
(4) 報告徴求	- 27 -
(5) 中止命令等・措置命令	- 28 -
(6) 罰則	- 28 -
(7) 無届	- 28 -
(8) 事前届出免除制度	- 29 -

1. 巻頭言

令和元年に改正した外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）の投資審査制度が施行されてから、本年（2025 年）5 月で 5 年を迎えた。外為法上の投資審査制度においては、近年の経済安全保障を巡る環境の変化の中で、取引自由の原則の下、健全な経済発展に寄与する対日投資をより一層促進する必要性がある一方で、経済安全保障上の要請への対応についても確実なものとする必要もあり、両者のバランスを確保することが重要になっている。

近年の少子高齢化に伴う人口減少の進展を克服して安定した経済成長を実現するためには、内外資源の融合によるイノベーションや地域での投資拡大・雇用創出を実現する健全な対内直接投資の一層の促進を図っていくことは重要な政策課題である。この点、投資審査制度の効果的・効率的な制度設計は、同時に健全な経済活動の促進・健全なマーケットの整備にも貢献するものと考えている。

さらに、近年の社会経済構造の変化等に伴い、経済安全保障上の要請も高まっている。本年 5 月には、外国政府等の情報収集活動に協力する義務を負う投資家が投資先の本邦企業の機微情報を外国政府等に流出させる懸念があることを踏まえ、リスクの高い投資に着目する形で、当該投資家による投資等を審査付事前届出の対象とするための投資審査制度の見直しを行った。

今後も社会経済環境の変化に不断に対応していく必要があるが、投資審査制度に係る政策立案にあたっては、規制とマーケットの双方に目を向けた、丁寧でメリハリのある制度設計が重要である。

本アニュアルレポートでは、投資審査制度にかかる各種統計データの公表に加え、制度の概要や歴史、審査・モニタリングについての当局の考え方や制度運用のプラクティスなど、関連する情報を可能な限り網羅的、かつ、簡潔に説明することを試みている。特に、審査・モニタリング体制の強化の流れや無届事案検知に向けた当局の取組強化の流れなど、最近の政策動向についても解説を加えている。また、コラムを通じ、経済安全保障を巡る政策動向や対日投資促進にかかる政府の取組方針など、投資審査制度に関連する情報も併せて紹介することで、より重層的に投資審査制度について理解していただけるよう心掛けていく。

本アニュアルレポートが、外為法の投資審査制度にかかる透明性向上や政策コミュニケーション促進の一助となれば幸いである。

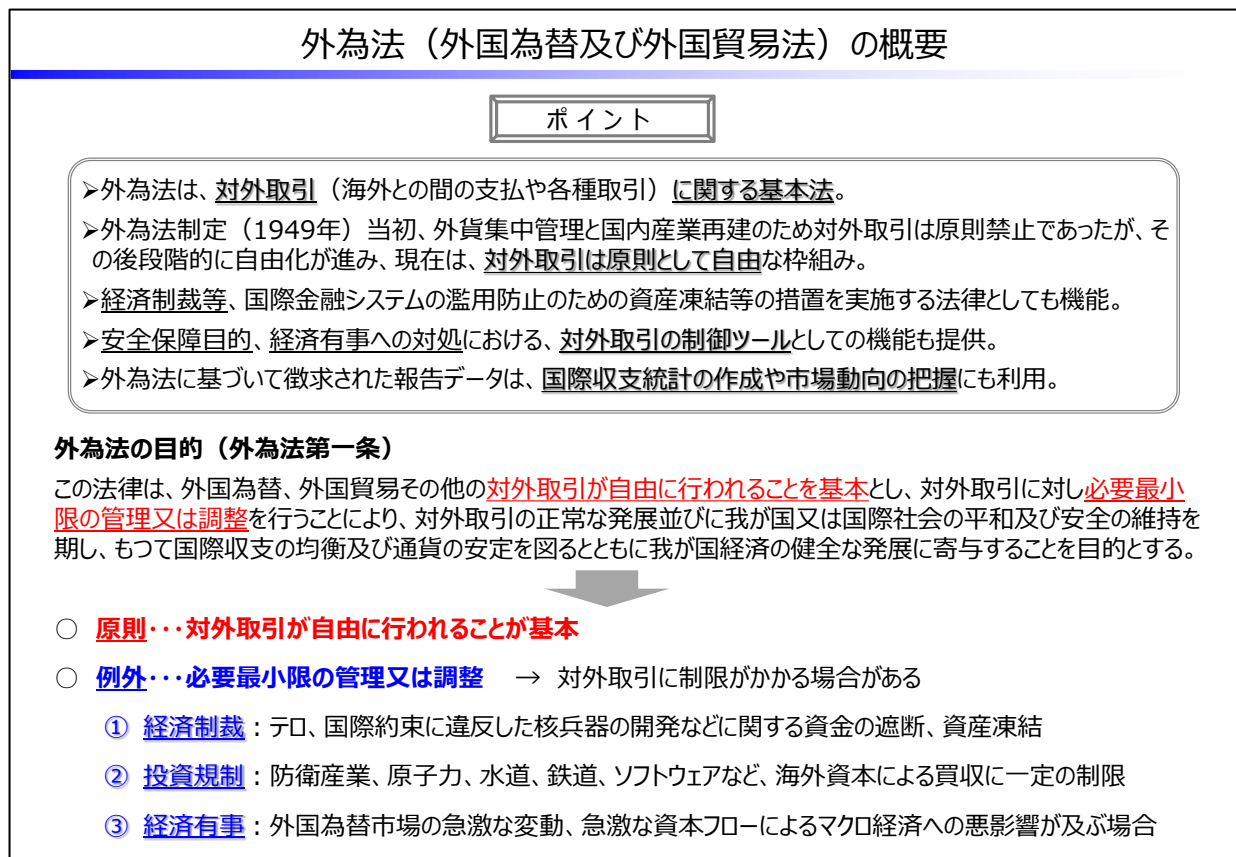
財務省国際局長 土谷晃浩

2. 制度の概要（制度総論）

（1）外為法の概要

外為法は、対外取引（海外との間の支払や各種取引）に関する基本法であり、法第 1 条において、「外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」ことを規定している。

制定当初（昭和 24 年（1949 年））の外為法の下では、戦後の外貨集中管理と国内産業再建のため対外取引は原則禁止であったが、その後段階的な自由化が進む中で、現在の外為法は、対外取引について、原則自由な枠組みとなっている（「コラム 1」参照）。また、経済制裁等や国際金融システムの濫用防止のための資産凍結等の措置を実施する法律としても機能しており、安全保障目的、経済有事への対処における対外取引の制御ツールとしての機能も有している。加えて、外為法に基づいて徴求された報告データは、国際収支統計の作成や市場動向の把握にも利用されている。



（2）投資審査制度の概要

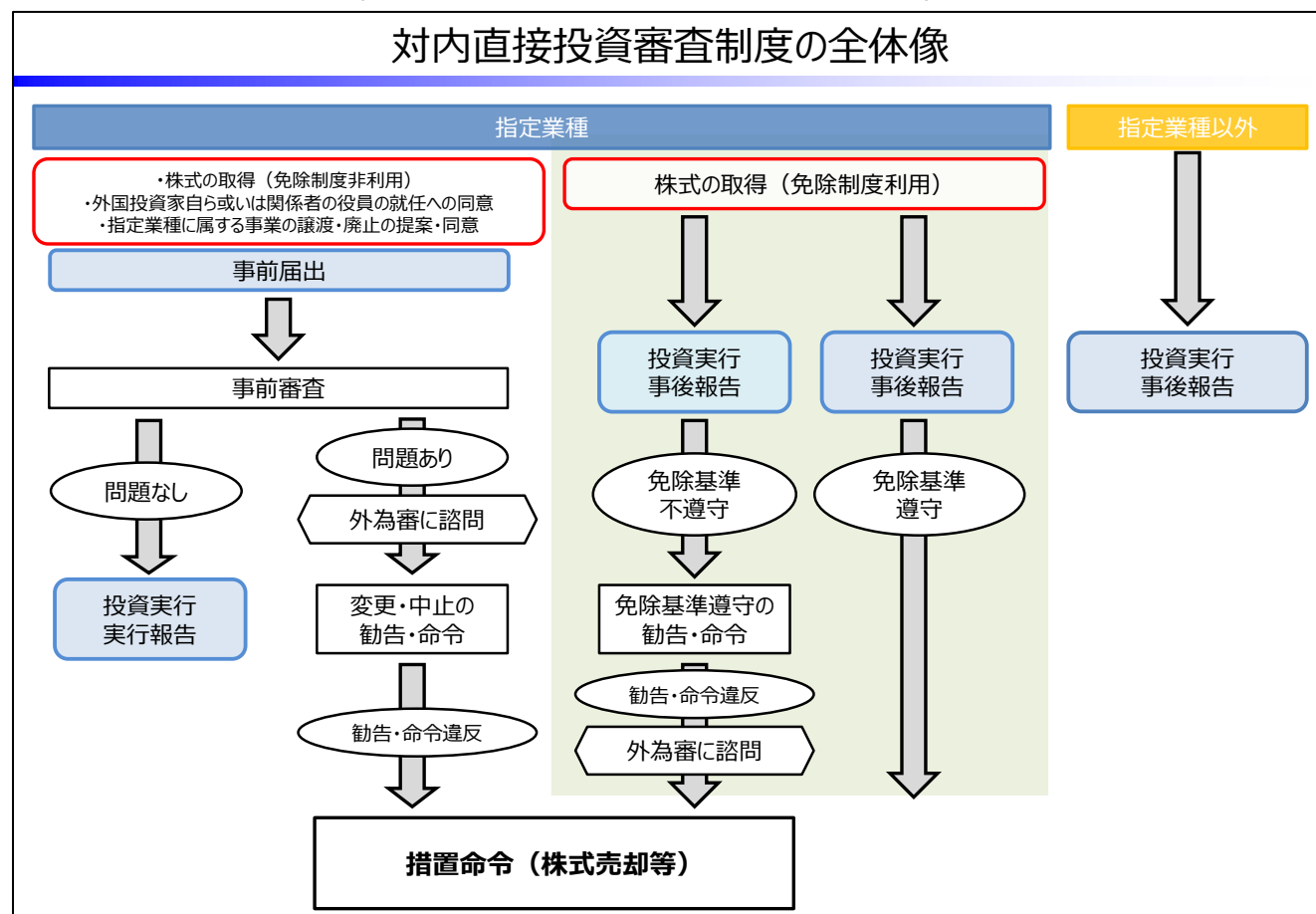
外為法では、対外取引自由を原則としつつ、外国投資家が行う対内直接投資等、一定の種類の取引や行為について、国の安全の確保、公の秩序の維持、公衆の安全の保護、我が国経済の円滑な運営の観点等から、一定の場合に事前届出を求め、財務大臣及び事業所管大臣が当該届出について審査を行うこととしている（法第 27 条：対内直接投資等にかかる事前届出審査）。また、外国投資家が、国内の非上場会社の株式又は持分を、他の外国投資家からの譲受けにより取得する場合についても、国の安全の確保の観点から一定の場合に事前届出を求め、審査を行うこととしている（法第 28 条：特定取得にかかる事前届出審査）。

外為法の投資審査制度は、下図の通り、大きく3 類型に分類される。

まず、左の類型については、国の安全等の観点から指定されている業種（指定業種・後掲（5））について原則事前届出を求めるものである。当該届出について、国の安全等の観点から対象となる投資及び行為に問題がないか財務省及び事業所管省庁が審査を行う。審査を踏まえて、国の安全等に係る投資等に該当すると認める場合には、関税・外国為替等審議会（以下、「外為審」という。）の意見の聴取等の所定の手続を経た上で、対象となる投資等について、内容変更や中止の勧告・命令を行うことが可能である（法第 27 条）。さらに、当該勧告・命令に違反する場合には、株式売却等の必要な措置を命じる命令（以下、「措置命令」という。）を発令することが可能となっている（法第 29 条）。なお、法第 27 条に関しては、過去、外国投資家による我が国電力関連会社に対する株式取得が、当該会社の経営に及ぼす影響（当該外国投資家の投資方針や過去の投資実績等の事情も勘案して総合的に経営に対する影響を判断）や、公の秩序の維持を妨げるおそれ（電気の安定供給や発行会社に関連する我が国の政策に影響を及ぼすおそれがあると判断）等を勘案し、当該外国投資家による株式取得の中止の勧告・命令を行った実績がある。

次に、中央の類型は事前届出免除制度を利用することができるものであり、外国投資家が、後掲（6）のとおり、発行会社の経営に関与しない、秘密技術関連情報にアクセスしない、といった免除基準を遵守する場合、つまり純粋な資産運用目的の投資と見なされる場合には、事前届出義務を免除し、投資等の実行後の報告（事後報告）のみを求めることとしている。この際、当該外国投資家が、免除基準に違反した場合には、免除基準を遵守させる観点から必要な措置をとることを勧告・命令することが可能となっている（法第 27 条の 2）。さらに、当該勧告・命令に違反する場合であって、国の安全等に係る対内直接投資等に該当する場合には、外為審の意見の聴取等の所定の手続を経た上で、上記左の類型と同様に、株式売却等の措置命令を発令することが可能となっている（法第 29 条）。

最後に、右の類型である指定業種以外への投資等については、投資実行の事後報告のみを求めることとなっている。



＜コラム 1＞ 対内直接投資審査制度の変遷

日本の対内直接投資制度は、外為法の特別法として、昭和 25 年（1950 年）に制定された外資に関する法律（以下、「旧外資法」という。）からスタートしている。旧外資法は、戦後の経済状況の下、現在の外為法の目的とは異なり、「日本経済の自立とその健全な発展及び国際収支の改善に寄与する外国資本に限りその投下を認め、外国資本の投下に伴って生ずる送金を確保し、且つ、これらの外国資本を保護する適切な措置を講じ、もつてわが国に対する外国資本の投下のための健全な基礎を作る」ことをその法目的としていた。当時は、我が国の外貨事情が著しく不安定な様相を呈していたことから、一般的には対外経済取引を伴う対外送金は当時の外為法によって厳しく規制されており、その一方で、経済復興の過程という我が国経済の状況を反映し、優良な外資を選別的に導入することで国際収支の擁護を図るという趣旨から、外資の導入については、旧外資法において、原則として主務大臣の認可を必要としながら、認可を受けた取引については送金を保証するという枠組みとなっていた。

その後昭和 40 年代に入り、日本が先進工業国の一員として国際経済における地位を徐々に向上させていくに従い、こうした閉鎖的な政策は、日本経済の発展や国際協調推進の観点から見直すこととなった。これ以降、「資本自由化」に向け、外為法・旧外資法の規制は、累次の緩和が行われていくこととなる。具体的には、昭和 39 年の OECD 加盟に伴い、OECD 資本移動自由化規約に従って、日本は資本移動にかかる制限を段階的に撤廃する義務を負うこととなり、昭和 42 年～昭和 48 年にかけて自由化業種を拡大する形で自由化措置が実施されることとなった。その後、昭和 54 年の法改正により旧外資法が廃止され、外為法（旧外為法である「外国為替及び外国貿易管理法」）に統合されるとともに、それまでの認可制度（原則禁止）が届出制度（原則自由）に改正され、制度面の自由化が進められた。

昭和 60 年頃から平成元年頃までにかけて、世界経済に占める日本経済の比重が増大するに伴い、内外の資本交流が活発に行われるようになったこともあり、日本からの対外直接投資が顕著に増加する一方で、外国から日本への対内直接投資は、増加傾向にはあったものの、対外直接投資と比較すると低い水準に留まっていた。このようなアンバランスも背景に、日米構造問題協議において、両国の直接投資政策について議論が行われ、日本政府として外為法改正の検討を行うことが表明された。こうした流れを受け、平成 3 年の法改正では、外為法の投資審査について、一部の業種は事前届出を維持しつつも、原則事前届出制度から原則事後報告制度へとさらに規制が緩和された。具体的には、平成 3 年改正前まで、運用上、即日処理を行っていた事前届出業種については、事後報告とされ大幅な手続の簡素化が図られた（平成 3 年改正前までは、全ての業種について原則事前届出を求め、30 日間の取引禁止期間が設けられていたが、実際の運用においては、国の安全保障等に関する業種等に明らかに該当しないものについては、事前届出を行った日から取引ができることとする即日処理を行っていた）。その後は、事前届出対象となる指定業種の追加・廃止（事後報告業種への移行）等の所要の改正が講じられていたが、平成 10 年の法改正では、外国為替の完全自由化に伴い、法律名から「管理」の文字が削除され、現在の外為法の名称である「外国為替及び外国貿易法」と法律名も変わることとなった。

その後の大規模な法制度の改正としては、平成 29 年改正における、事前届出審査を要する新しい取引類型である特定取得の導入がある（法第 28 条）。これとともに、無届や虚偽届出、内容変更・中止の命令に違反する取引等について、措置命令の条項が新設された（法第 29 条・前掲（2））。さらに、令和元年改正では、上場企業等の株式取得等にかかる閾値の 10%から 1%への引下げや、行為時事前届出の創設など、国の安全等に対処する観点から必要な規制が強化される一方、事前届出免除制度が導入されるなど、規制緩和と規制強化のバランスを取った制度改正が行われ、現行の外為法の投資審査制度の基本的な枠組みが確立した。また、直近では、令和 7 年に「対内直接投資等に関する政令」等を改正し、国の安全等を損なうリスクの観点から事前届出免除制度の利用を制限する外国投資について、新たに類型を追加する見直しを行った。その他、経済安全保障上の要請等を踏まえ、指定業種の見直しなど必要な制度的対応が講じられてきている。

（３）投資審査制度の対象となる外国投資家の類型

投資審査制度の対象となる外国投資家は、法第 26 条第 1 項において、以下のものであって、対内直接投資等又は特定取得を行うものと定義されている。この際、個人については、居住性に着目した定義がなされており、日本国籍を有する者であっても、海外に居住している場合には、投資審査制度上は外国投資家となり、制度の対象となる。反対に、日本国籍を有しない外国籍の個人であっても、日本国内に居住する場合には、本制度の対象とはならない。また、法人等については、以下第 3 号～第 5 号のように、日本国内で設立された会社や組合等であっても、一定の場合には外国投資家となり得る（所謂、「居住者外国投資家」）。

- 第 1 号：非居住者である個人
- 第 2 号：外国法令に基づき設立された法人その他の団体
- 第 3 号：第 1 号・第 2 号のものにより、直接又は間接に議決権の過半数を保有されている（日本の）会社
- 第 4 号：組合等で、第 1 号・第 2 号のものが 50%以上出資するものや、第 1 号・第 2 号のものが業務執行組合員の過半数を占めるもの
- 第 5 号：法人その他の団体で、非居住者である個人が役員又は代表権限を有するものの過半数を占めるもの

（４）投資審査制度の対象となる対内直接投資等の類型

投資審査制度の対象となる株式取得を含む行為については、法第 26 条第 2 項において、以下のように定義されている。企業の株式取得のみならず、事業目的の実質的な変更・取締役等への就任・事業の全部又は一部の譲渡や廃止等に対して行う同意（第 5 号）や、支店の設置（第 6 号）、国内法人への 1 年を超える一定の金銭の貸付（残高が 1 億円を超える場合や負債の額の 50%を超える場合）（第 7 号）等についても、対内直接投資等の類型として定義されており、事前届出審査の対象となっている。

- 第 1 号：非上場会社の株式又は持分の取得
- 第 2 号：以前居住者であった非居住者による非上場会社の株式又は持分の譲渡
- 第 3 号：上場会社の発行済株式総数の 1 %以上の取得
- 第 4 号：上場会社の総議決権の 1 %以上の取得
- 第 5 号：会社の事業目的の実質的な変更その他会社の経営に重要な影響を与える事項（例：役員への就任や重要事業の譲渡）に関して行う同意
- 第 6 号：支店等の設置又は支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更
- 第 7 号：金銭の貸付（期間 1 年超）
- 第 8 号：事業の譲受け等
- 第 9 号：前各号に準ずる行為として政令で定めるもの（令第 2 条第 16 項で規定）

※比率の算出に際しては、外国投資家本人の他、密接関係者分も合算することとなっている。

（５）指定業種

投資審査制度では、対外取引自由の原則の下、外国投資家が行う対内直接投資等については、国の安全等の観点から業種を指定している。当該指定業種（コア業種・非コア業種）にかかる対内直接投資等については、一定の場合に事前届出を求めている。

指定業種については、財務省及び事業所管省庁の告示により規定されており、投資審査制度の枠組みの中で、経済安全保障を巡る要請等を勘案し、その時々状況を踏まえ、不断の見直しを講じている。こうした考えの下、直近で

は、2023 年 4 月と 2024 年 8 月に、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下、「経済安保推進法」という。）において安定供給確保のために支援等の対象とすべき「特定重要物資」が指定・追加指定されたことを受け、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点から、関連業種をコア業種に追加する告示改正を行っている。現在の指定業種は以下の通り。



＜コラム 2＞ 近年の指定業種の見直し

対内直接投資審査制度においては、国の安全の確保、公の秩序の維持、公衆の安全の保護、我が国経済の円滑な運営の観点から指定される一定の業種（指定業種）を告示において指定し、これらを営む会社に対する対内直接投資等については、原則として事前届出を求めている。また、指定業種のうち国の安全を損なう等のおそれがある業種をコア業種として定め、これらに対する株式取得については事前届出免除の特例を原則として利用できないこととしている。

国際化の進展や急激な技術革新、産業基盤のデジタル化といった社会経済構造の変化等に伴う経済安全保障上の要請を受けて、指定業種の見直しが随時行われている。直近 5 年間の見直し内容は以下の通り。

2019 年（令和元年）サイバーセキュリティ関連の業種追加（5 月 27 日施行、8 月 1 日適用開始）

諸外国において、原発や軍事用に使われる機器に不正プログラムが仕掛けられていた事例や、ウラン濃縮用の遠心分離器がウイルス感染により破損・稼働停止した事例等が発生するなど、汎用的なチップやソフトウェア等により、機微情報を搾取しようとする事例や重要なインフラが機能を停止する事案が発生。サイバーセキュリティの確保の重要性が高まっていることなどを踏まえ、サイバー関連業種（半導体製造、ソフトウェア、情報処理サービス、一部の通信業等）を指定業種に追加。

2020 年（令和 2 年）感染症医薬品等の業種追加（6 月 15 日施行、7 月 15 日適用開始）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的な脅威となった 2020 年 1 月、WHO により国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）が宣言されるに至った。世界的な感染症の蔓延を受け、国民の生命・健康に関わる重要な国内医療産業の国内製造基盤を維持し、我が国の安全保障、国民の生命・健康に重大な影響が及ぶ事態を防止する観点から、感染症医薬品製造業及び高度医療機器製造業を指定業種に追加。

2021 年（令和 3 年）重要鉱物資源関連業種の業種追加（10 月 5 日施行、11 月 4 日適用開始）

小笠原諸島・南鳥島沖海底で確認されているレアアース泥の採掘等により、レアアース（希土類）の国内調達を実現し、他国からの輸入依存からの脱却を図ることが重要。今後、需要の一層の拡大が見込まれるレアアース等の重要鉱物資源の安定供給を確保し、サプライチェーンの脆弱性の克服等を図るため、重要鉱物資源の安定供給確保に係る鉱業や資源調査等に関する業種を指定業種に追加。併せて、重要鉱物資源の調査等を行う船舶の円滑な活動を確保すべく特定離島港湾施設等の整備を行う建設業（いわゆるマリコン業者）を指定業種に追加。

2023 年（令和 5 年）特定重要物資等の業種追加（4 月 24 日施行、5 月 24 日適用開始）

2022 年 12 月、政府は、経済安保推進法に基づき、国民の生存に必要不可欠な又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資について、安定供給確保に取り組む民間事業者等を支援することを通じて、特定重要物資のサプライチェーンの強靱化を図るため、特定重要物資を指定。その上で、同法の基本方針（令和 4 年 9 月 30 日閣議決定）において、経済安全保障の確保に当たっては政府が支援と規制の両面で一層の関与を行う必要がある旨記載されていることも踏まえ、安定供給確保、技術流出・軍事転用リスクへの対処等、外為法の「国の安全」等の観点から、11 の特定重要物資（※）及び 3D 金属プリンター、ドローンの製造業を指定業種に追加。

※『特定重要物資』：抗菌性物質製剤、肥料、半導体、蓄電池、永久磁石、重要鉱物、工作機械・産業用ロボット、航空機部品、クラウドプログラム、天然ガス、船舶関連機器

2024 年（令和 6 年）特定重要物資等の業種追加（8 月 16 日施行、9 月 15 日適用開始）

経済安保推進法における、安定供給確保を目指す「特定重要物資」の追加指定等を受け、安定供給確保、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点からの外為法上の検討を行った結果、半導体製造関連機器の製造業（半導体製造のために専ら用いられる機械器具、部分品、物資及び素材等）、先端電子部品の製造業（積層セラミックコンデンサ等の電子部品類及びそれらの素材等）、工作機械部品の製造業（ボールねじ、リニアガイドやリニアスケール等の工作機械部品）、船舶用機関の製造業（4 サイクルであり、かつ、連続最大出力735kw 以上の民生船舶用のディーゼルエンジン）を指定業種に追加。

併せて、「特定重要物資」に指定されていない物資についても、国の安全等を確保する観点から、光ファイバケーブルの製造業（石英系の光ファイバ・光ファイバ素線）及び複合機の製造業を指定業種に追加

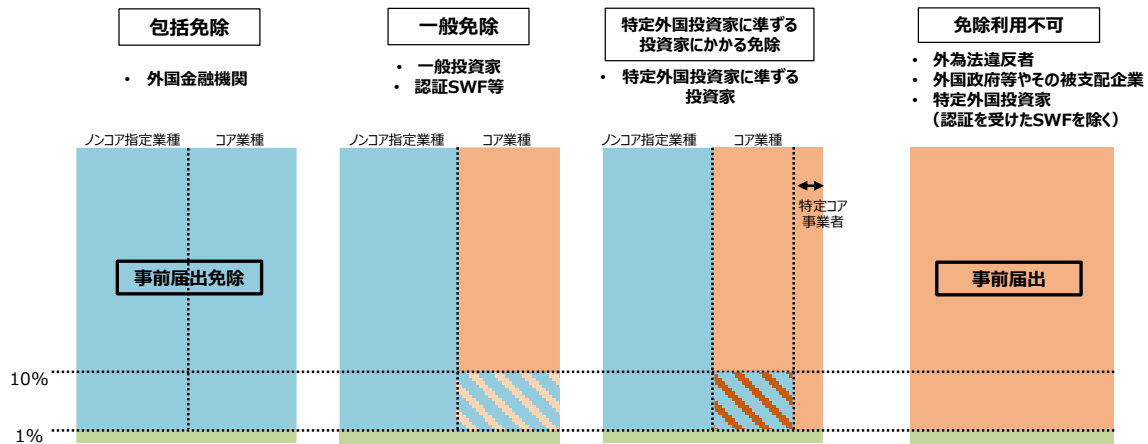
（６）事前届出免除制度

外国投資家の行う対内直接投資等のうち、上場会社等にかかる株式・議決権の取得や非上場会社の株式・持分の取得等については、役員に就任しない、非公開の技術関連情報にアクセスしないなどの一定の基準（免除基準）を遵守する場合には、事前届出が不要となる場合がある（事前届出免除制度）。なお、外国投資家が過去に外為法違反で処分を受けた者や国有企業、特定外国投資家等に該当する等の場合には、事前届出免除制度を利用することはできない。また、単に届出義務が免除される訳ではなく、株式等を保有する限り免除基準を遵守する義務や投資家の属性に変更が生じた場合に報告する義務が新たに発生することには注意が必要である。

事前届出免除制度を利用した場合には、投資実行後 45 日以内に、免除基準遵守を誓約する旨等を記載した事後報告書を当局に提出する必要がある。当局は、事前届出免除制度を利用した外国投資家が、免除基準に違反する場合には、是正の勧告・命令を行い、これに従わない場合であって、国の安全等に係る対内直接投資等に該当する場合には、株式売却命令等の措置命令を発することができる。当該命令にも従わない場合には、当該外国投資家には刑事罰が適用され得る制度となっている。

免除基準及び事前届出免除制度を利用した場合の事後報告の閾値等の概要は以下の通り。

取得時事前届出免除制度（上場企業）

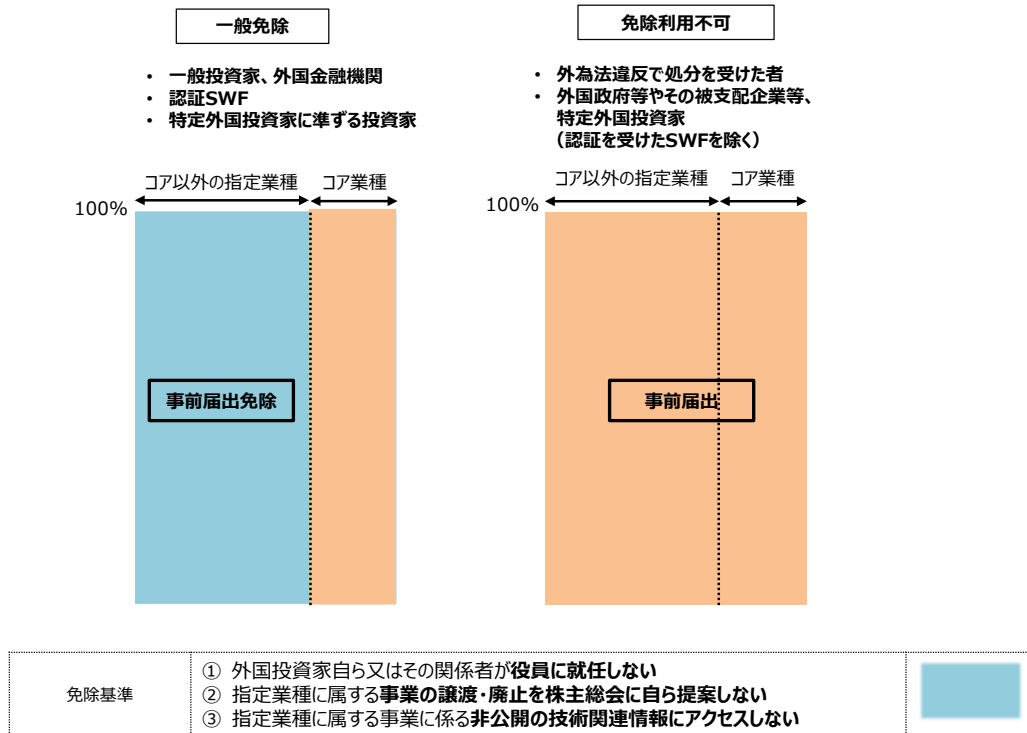


告示に規定	免除基準	① 外国投資家自ら又はその関係者が役員に就任しない ② 指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない ③ 指定業種に属する事業に係る非公開の技術関連情報にアクセスしない	
	上乗せ基準 (免除基準に加えて遵守)	④ コア業種に属する事業に関し、取締役会又は重要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しない ⑤ コア業種に属する事業に関し、取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わない	
	更なる上乗せ基準 (免除基準及び上乗せ基準に加えて遵守)	⑥ コア業種に属する事業に関する非公開の情報にアクセスしない ⑦ コア業種に属する事業に関し、発行会社等に従業員を派遣しない、又、発行会社等の役員又は従業員の勧誘を行わない	

取得時事前届出免除制度の概要（上場企業）

適用投資家	内容		
外国金融機関	包括免除	指定業種 (コア以外) ----- コア業種	・基準を遵守すれば、事前届出を免除（上限なし） ・事後報告の閾値は 10%
包括免除又は本則が適用されるものの以外の全ての投資家（認証を受けたSWF等を含む）	一般免除	指定業種 (コア以外)	・基準を遵守すれば、事前届出を免除（上限なし） ・事後報告の閾値は 1%
		コア業種	・上乗せ基準も遵守すれば、 10%未満の株式取得について 事前届出を免除 ・事後報告の閾値は 1%
特定外国投資家に準ずる投資家	特定外国投資家に準ずる投資家に係る免除	指定業種 (コア以外)	・基準を遵守すれば、事前届出を免除（上限なし） ・事後報告の閾値は 1%
		コア業種 (特定コア以外)	・上乗せ基準及び更なる上乗せ基準も遵守すれば、 10%未満の株式取得について 事前届出を免除 ・事後報告の閾値は 1%
		特定コア事業者	・事前届出免除の利用不可
過去に外為法違反で処分を受けた者、外国政府等及びその被支配企業等、特定外国投資家（認証を受けたSWF等を除く）	本則	指定業種 (コア以外) ----- コア業種	・事前届出免除の利用不可

取得時事前届出免除制度（非上場会社）



取得時事前届出免除制度の概要（非上場企業）

適用投資家	内容	
外国金融機関 包括免除又は本則が適用されるもの以外の全ての投資家（認証を受けたSWF等を含む）	指定業種 （コア以外）	・基準を遵守すれば、事前届出を免除（上限なし） ・事後報告は必須（1株から）
	コア業種	・事前届出免除の利用不可
過去に外為法違反で処分を受けた者、外国政府等及びその被支配企業等、特定外国投資家 （認証を受けたSWF等を除く）	指定業種 （コア以外）	・事前届出免除の利用不可
	コア業種	

[免除基準]

- ・外国投資家自ら又はその関係者が役員に就任しない
- ・指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない
- ・指定業種に属する事業に係る非公開の技術関連情報にアクセスしない

（７）「特定外国投資家」等に係る政省令改正（令和７年４月４日公布、５月１９日施行）

従前の事前届出免除制度では、過去に外為法違反で処分を受けた者のほか、外国政府等やこれに支配される国有企業等について、通常の投資家と比較して安全保障上のリスクが高いことから、すべての指定業種に係る対内直接投資等で事前届出免除制度の利用を認めていなかった。

他方で、足元では、外国投資家が投資を介して本邦企業から技術・情報を流出させるおそれや、国の安全等に係る産業やサービス等の毀損のおそれが顕在化するなど、安全保障上の懸念が高まっている。こうした中で、典型的に外国政府等と同様のリスクを有するにもかかわらず、事前届出免除制度の利用が可能な投資家類型に該当することで、当局の事前審査を経ることなく投資を行い、情報を流出させる者が存在する可能性が指摘されていたことから、これに対応するため、免除制度の適用関係について見直す政省令改正を行い、令和７年４月に公布、５月に施行された。

具体的には、外国政府との契約や、外国の法令に基づき外国政府の情報収集活動に協力する義務が課されている投資家など（特定外国投資家）からの投資について、外国政府等と同様にすべての指定業種に係る対内直接投資等で事前届出免除制度の利用が不可とされた。

また、上記の投資に該当しなくとも、「特定外国投資家に準ずる者」が行う投資であって、経済安全保障推進法上の対象事業者のうち特に外為法による対応の必要性が高い事業者（経済安全保障推進法上の「特定社会基盤事業者」であり、かつ「コア業種」に属する事業者：特定コア事業者）への投資についても、国の安全等を損なうリスクが高いと認められることから、免除制度の利用が不可とされた。

事前届出免除制度（改正前）

- ・ 指定業種への投資については原則、審査付事前届出を求めつつ、健全な投資を阻害しないよう、**経営に関与しない等の一定の基準を遵守する場合には、投資家属性等に応じ、以下のとおり審査付事前届出の免除が利用可能。**
- ・ **外国金融機関**：コア業種を含むすべての指定業種に対する投資について、審査付事前届出の免除が利用可能。
- ・ **一般投資家、認証を受けたソブリン・ウェルス・ファンド（SWF）等**
 - － コア業種を除く指定業種について、審査付事前届出の免除が利用可能。
 - － コア業種に対する投資については、**10%未満の株式取得等で、取締役会等の重要な意思決定に関与しない等の上乗せ免除基準を遵守する場合**に限り審査付事前届出の免除が利用可能。
- ・ **外国政府・国有企業等**：すべての指定業種について、審査付事前届出の免除は利用不可。

上場株の場合		外国金融機関 (※ 外国の業法等の法令に基づき当局の監督を受ける金融機関)	一般投資家 認証SWF等	違反処分を受けた者、 外国政府・国有企業等
上場株の1%以上の取得の場合に事前届出が必要。	非指定業種	規制対象外		
	コア以外の指定業種	免除基準を遵守する場合、 事前届出免除が利用可能		審査付事前届出 ※免除利用不可
	コア業種			
		(10%未満) 免除基準+上乗せ免除基準を遵守する場合、事前届出免除が利用可能	(10%以上) 審査付事前届出 ※免除利用不可	

事前届出免除制度（改正後）

（赤字は今回追加）

上場株の場合		外国金融機関	一般投資家 認証SWF等	特定外国投資家に準ずる者 （新カテゴリー）	違反処分を受けた者、 外国政府・国有企業等、又は、 特定外国投資家
	非指定業種	規制対象外			
	コア以外の 指定業種	従来の免除基準			
	コア業種	(10%未満) 従来の免除基準 + 上乗せ基準 ※免除利用不可 (10%以上) 審査付事前届出 ※免除利用不可 (10%未満) + 「更なる上乗せ基準」も遵守する場合、免除利用可能 (10%以上) 審査付事前届出 ※免除利用不可			

※非上場株の場合、コア業種に係る株式取得については、従来よりすべての外国投資家に対し事前届出を義務付けている。その他の指定業種に係る株式取得については、上場株の場合と同様、今後改正により、特定外国投資家を事前届出が義務付けられる投資家類型に追加する。

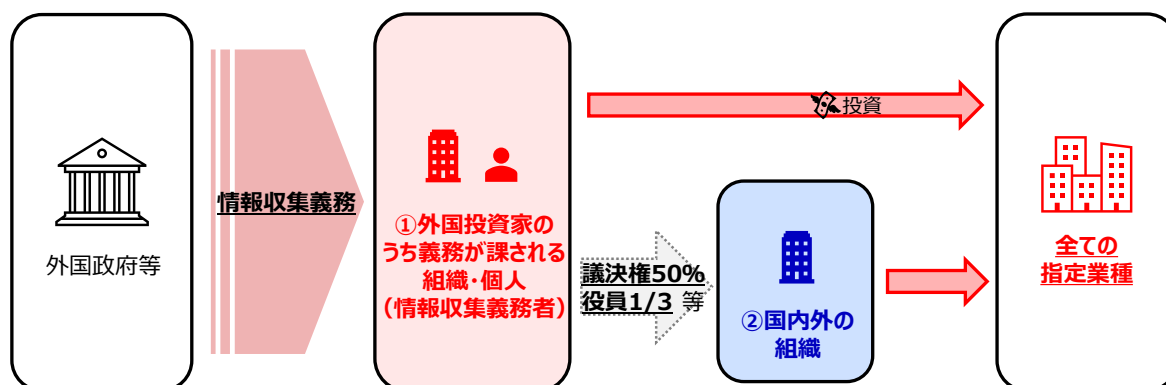
特定外国投資家

1 特定外国投資家

外国投資家のうち、以下①・②のいずれかに該当する者（情報収集義務者等）を特定外国投資家と定義する。

- ① 対内直接投資によって取得した国の安全等を損なう事態を生じるおそれ大きい情報を、**外国政府等との契約や外国の法令等に基づき、当該外国政府等に開示することによって、当該外国政府等に協力する義務を負う組織（法人その他の団体）又は個人**
- ② 上記の義務を負う組織・個人及び当該組織・個人に対して当該義務を課す外国政府等が以下のいずれかに該当する関係を持つ組織
 - a. 議決権・株式数等の**50%以上**を占める組織
 - b. 役員の**1/3以上**を占める組織 等

→ **すべての指定業種に対する投資について、事前届出を義務化（免除利用不可）**



特定外国投資家に準ずる者

2 特定外国投資家に準ずる者

規制の潜脱を防止する観点から、形式的には特定外国投資家の要件を満たさない投資家であっても、以下のような者を「特定外国投資家に準ずる者」とする。

- ・ 情報収集義務者（前頁①）が実質的な意思決定を掌握していると認められる者、
- ・ 設立準拠国以外の国や地域に実質的な本社があり、情報収集活動に関する当該国の法令等の影響を受ける者、
- ・ 情報収集義務者等（前頁①・②）との契約、又は当該契約を行った者との契約（さらに同様の契約が連なる場合、それらの各契約を含む）により、外国政府等の情報収集活動に協力するため情報を開示する義務を負う者

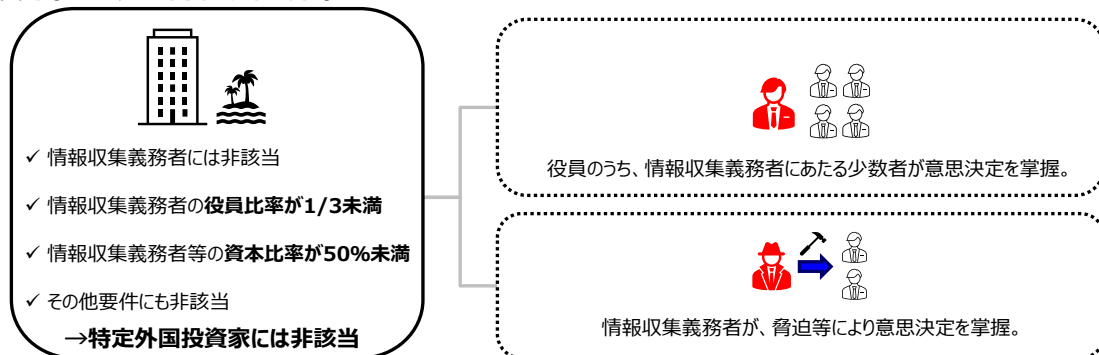
→「特定コア事業者」に対する投資に限定して事前届出を義務化（免除利用不可）

その他のコア業種に対する投資について、従来の免除基準に更なる上乗せ基準（告示）を追加

更なる上乗せ基準

- ・ コア業種に属する事業に関する非公開情報（発行会社等の役員等に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く）にアクセスしない。
- ・ 発行会社等に従業員を派遣しない、又、発行会社等の役員又は従業員の勧誘を行わない。

（実質的な意思決定を掌握している例）



＜コラム3＞事前届出免除制度を利用することができない外国投資家・投資類型

外国投資家が過去に外為法違反で処分を受けた者や国有企業等の投資家に該当する場合など、以下の外国投資家類型又は投資類型に該当する場合には、原則として事前届出免除制度を利用することができない。

【事前届出免除制度を利用することができない外国投資家の類型】

- 過去に外為法違反で刑事処分を受けその執行を終わり、又は行政処分を受けこれに違反し、5 年を経過していないもの
- 過去に免除基準違反で是正措置の命令を受けたもの
- 外国政府等、外国政府等による情報収集活動に協力する義務を負うもの（以下「情報収集義務者」という。）、外国政府等又は情報収集義務者の被支配企業等（認証を受けたソブリン・ウェルス・ファンド（SWF）等を除く。）及びこれらの役員（このうち、情報収集義務者、情報収集義務者により上記の被支配企業等に該当する法人その他の団体、及びその役員について、以下「特定外国投資家」という。）

【事前届出免除制度を利用することができない投資類型】

- 指定業種のうち国の安全等の観点から特に慎重に審査を要する業種として告示において指定されている業種（いわゆるコア業種。以下「特定業種」という。）（ただし、上場会社等の株式取得等においては、一定の外国金融機関による場合であって免除基準を遵守する場合（包括免除）及び一般投資家の 10%未満の株式取得等であって追加の免除基準を遵守する場合については、例外的に事前届出免除制度を利用することができる。）
- 特定外国投資家に準ずる者が行う、特定業種に属する事業を行う者のうち経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に規定する特定社会基盤事業者に該当する事業者（「特定コア事業者」）に対する対内直接投資等
- 指定業種にかかる事業の継続的かつ安定的な実施を困難にする行為を目的とするもの
- 免除基準を遵守することと相反する行為を行う目的を有するもの

なお、上記の【事前届出免除制度を利用することができない投資類型】のうち、「特定外国投資家に準ずる者」の定義については、政令第 3 条の 2 第 2 項第 3 号の委任を受けた省令に規定されている。具体的には、情報収集義務者が実質的な意思決定を掌握していると認められる者や、設立準拠国以外の国や地域に実質的な本社があり、情報収集活動に関する当該国の法令等の影響を受ける者、情報収集義務者やその被支配企業等との契約又は当該契約を行った者との契約（さらに同様の契約が連なる場合、それらの各契約を含む）により、外国政府等の情報収集活動に協力するため情報を開示する義務を負う者と規定している。

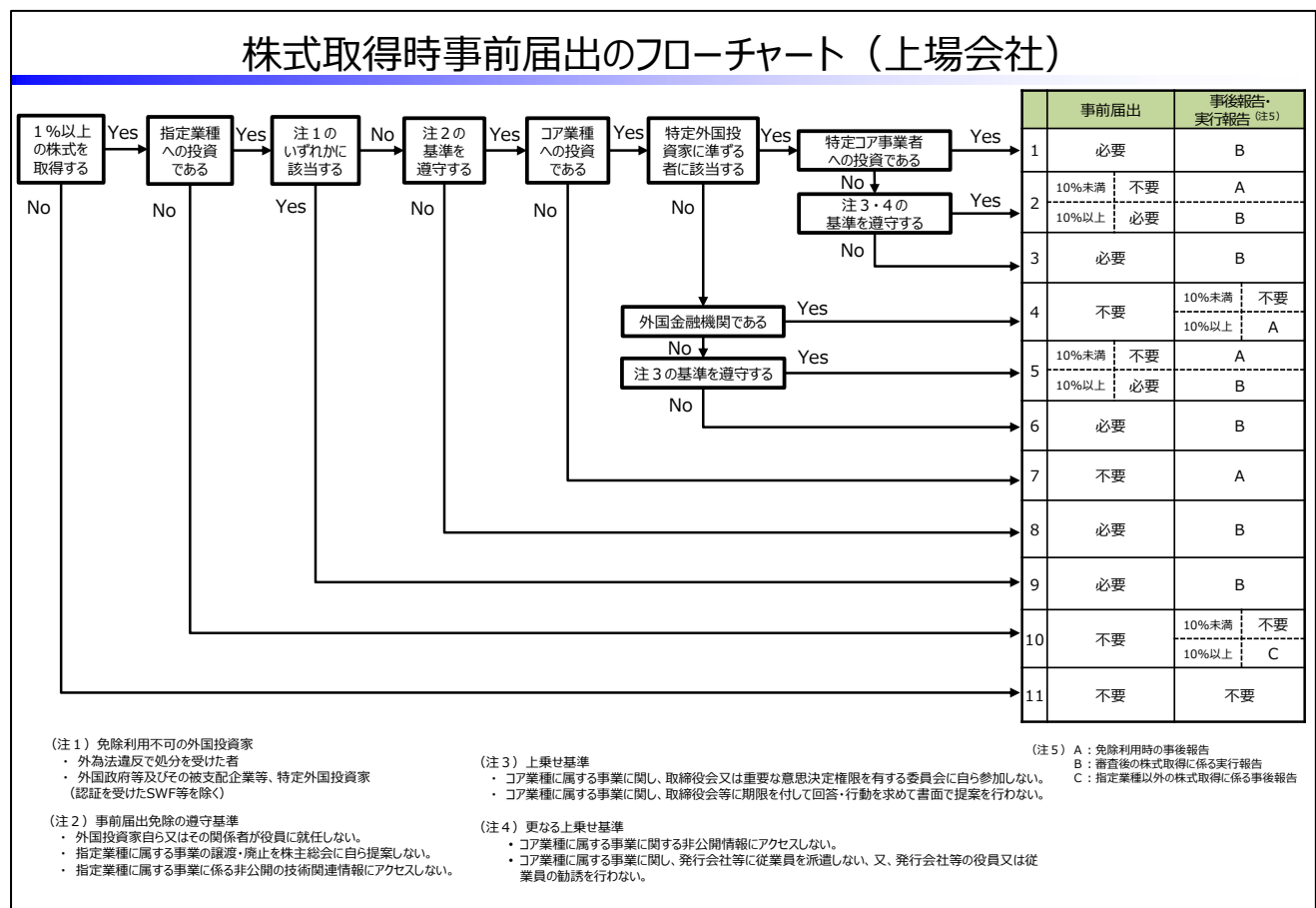
また、「指定業種にかかる事業の継続的かつ安定的な実施を困難にする行為を目的とするもの」とは、政令第 3 条の 2 第 2 項第 4 号に規定されており、事前届出免除制度の利用が可能な対内直接投資等であつたとしても、指定業種に該当する事業について、その存続を脅かすような行為を伴う場合には、事前届出免除を認めた前提が成り立たないことから、事前届出免除制度の対象外とされている。これに該当するか否かについては、投資対象となる事業の内容や、投資家が行う行為の態様、投資家が行うことを想定している行為が事業の実施に与える影響等について、個別具体的な事情を勘案して判断することとなる。なお、仮に本号に該当する場合には、事前届出がなされていれば、変更・中止の勧告を行うことが相当な事例と考えられる。例えば、外国投資家が、発行会社に対し、指定業種のうち国の安全等の観点から継続的かつ安定的な実施が求められる事業について、この事業の縮小を行うことに繋がる提案をすることを目的として、財務や営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが可能な程度の株式を取得することにより、その株式所有に伴う影響力を背景として発行会社において当該投資家の提案内容を実現せざるを得ないことになると認める場合には、本号に該当するものと考えられる。

また、「免除基準を遵守することと相反する行為を行う目的を有するもの」については、政令第3条の2第2項第5号から省令に委任する形で、外国投資家自らが発行会社等の取締役又は監査役に就任することを目的とする対内直接投資等や、事業譲渡等にかかる議案を発行会社の株主総会に提案することを目的とする対内直接投資等など、免除基準を遵守する意思を有していないと認められる場合を事前届出免除制度利用不可の類型として規定している。免除基準・上乗せ基準及び「更なる上乗せ基準」は、外国投資家がこれを遵守している限りにおいては、事前届出を行った場合と同等に国の安全等の確保を担保することが可能と考えられる基準である。したがって、「免除基準を遵守することと相反する行為を行う目的を有する」ことは、国の安全等を損なうおそれに繋がる可能性が高いと認められることから、事前届出免除制度の利用を不可としている。

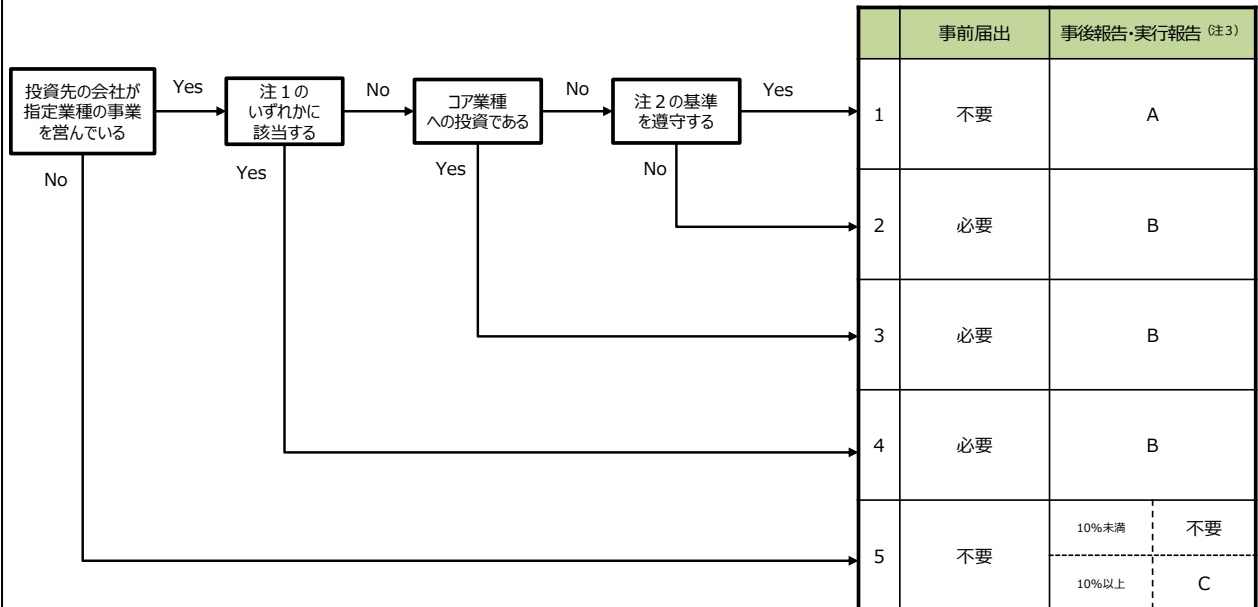
なお、事前届出免除制度は、令和元年の外為法改正において、経済の健全な発展につながる対内直接投資の一層の促進の観点から導入されたものであり、開かれたマーケット確保の観点から重要な制度である。他方で、現下の経済安全保障を巡る情勢に鑑みれば、国の安全等を損なうおそれがある投資への適切な対応も重要であり、本号に該当する可能性のある事案については、当局としても厳正な対応を取ることで、事前届出免除制度を含めた投資審査制度の適切な運用・執行に努めていくことが重要である。

（８）株式取得時の事前届出のフローチャート（上場・非上場・行為時・投資信託ファンド投資）

外為法の投資審査制度にかかる事前届出や事後報告については、対象行為等によりいくつか類型があるが、フローチャートに示せば以下の通り。



株式取得時事前届出のフローチャート（非上場会社）



(注1) 免除利用不可の外国投資家

- ・ 外為法違反で処分を受けた者
- ・ 外国政府等及びその被支配企業等、特定外国投資家 (認証を受けたSWF等を除く)

(注2) 事前届出免除の遵守基準

- ・ 外国投資家自ら又はその関係者が役員に就任しない
- ・ 指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない
- ・ 指定業種に属する事業に係る非公開の技術関連情報にアクセスしない

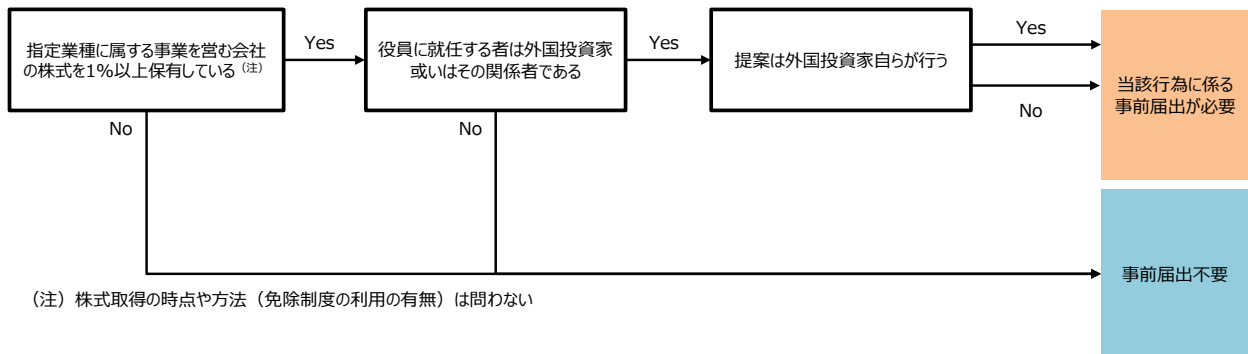
(注3) A : 免除利用時の事後報告

B : 審査後の株式取得に係る実行報告

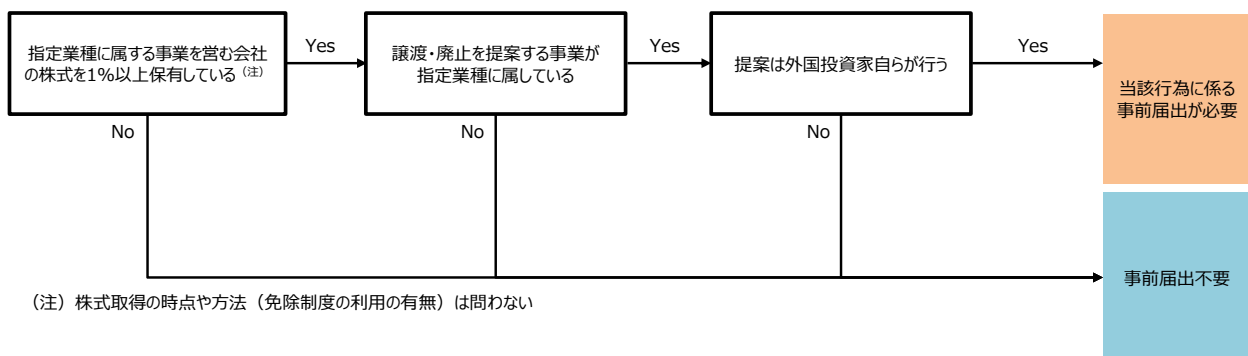
C : 指定業種以外の株式取得に係る事後報告

行為時事前届出のフローチャート（上場会社）

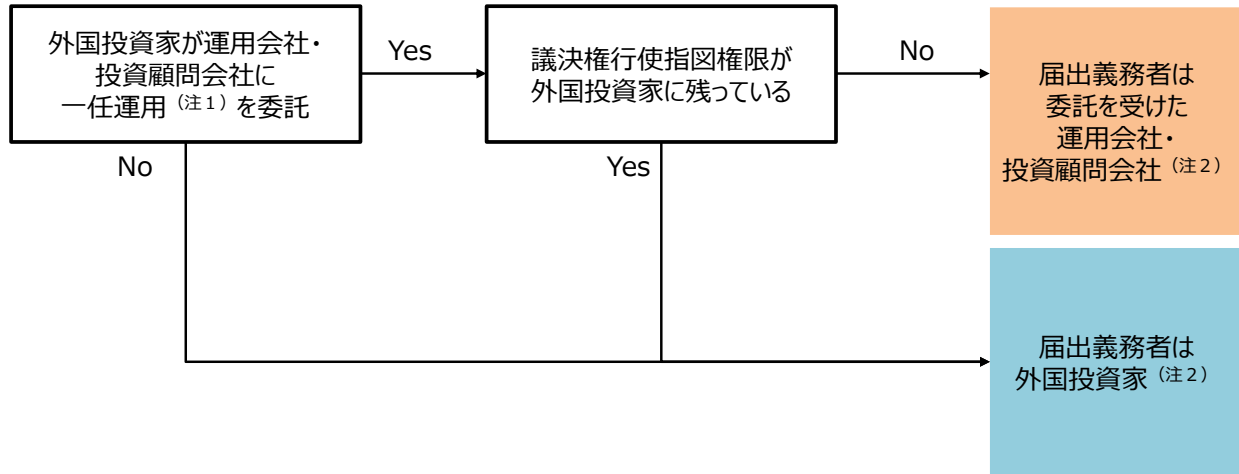
<役員への就任に係る議決権行使>



<指定業種に属する事業の譲渡・廃止の提案に係る議決権行使>



投資信託・ファンド投資に係る届出義務者について



(注1) 投資権限と議決権行使・指図権限の双方を委託する必要。

(注2) 外国金融機関に該当すれば包括免除の対象。

＜コラム4＞経済安全保障の確保と健全な投資の促進

（経済安全保障の確保）

これまで我が国は、国境を越えた経済活動の活発化や国際的な相互依存の深化が進展する中、自由かつ開かれた経済を原則としつつ世界経済の成長に寄与してきた。一方で、更なる国際化の進展や急激な技術革新、産業基盤のデジタル化といった社会経済構造の変化等に伴い、サプライチェーン上の脆弱性の顕在化、基幹インフラ事業に対するサイバー攻撃等の脅威の増大、先端技術を巡る覇権争いの激化といった喫緊に対応すべき深刻な課題が浮き彫りになっており、こういった諸課題に対応するため、経済安全保障政策の強化が急務となっている。

こうした中、2022年5月には、経済安全保障推進法が制定された。同法では、「戦略的自律性」、「戦略的不可欠性」の確保といった経済安全保障上の喫緊の課題に対応するため、①重要物資の安定的な供給の確保に関する制度、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度、③先端的な重要技術の開発支援に関する制度、④特許出願の非公開に関する制度、の4つの制度が創設された。

このうち、①については、国民の生存に必要不可欠な、又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資を「特定重要物資」として指定し、その安定供給確保のための民間事業者等への支援を通じて、「特定重要物資」の安定供給確保を図ることとしており、同年12月、半導体、工作機械、重要鉱物及び抗菌性物質製剤を始めとする11物資が「特定重要物資」として政令指定され、その後も2024年に先端電子部品が追加指定されるなど随時の見直しが行われている。

外為法上の投資審査制度においても、国の安全等を損なうおそれに繋がる技術流出防止のほか、国の安全の確保、公の秩序の維持又は公衆の安全の保護のために必要な財又はサービスの平時及び有事における安定的な供給の確保を法益の一つとしている点において、経済安全保障推進法上の「重要物資の安定的な供給の確保に関する制度」と手段は異なるも目的を一にすると、2023年と2024年には、これら「特定重要物資」に係る製造業等について須らく指定業種に追加指定する告示改正が行われた。経済安全保障推進法の基本方針（2022年9月30日閣議決定）において、経済安全保障上の一定の課題については、政府が支援と規制の両面で一層の関与を行っていく必要性が強調されていることも踏まえ、このように支援措置である経済安全保障推進法と、規制措置である外為法の両制度の連携が図られることなどによって、我が国の経済安全保障の強化が進められている。

このように、政府全体として経済安全保障政策を推進する中、外為法における投資審査制度は「戦略的自律性」と「戦略的不可欠性」を確保するための重要なツールである。こうした経済安全保障上の要請を背景に、2025（令和7年）年4月には、外国政府等の情報収集活動に協力する義務を負う投資家による投資等について事前届出免除制度を利用不可とするための政省令改正を行ったところ。引き続き、不断の検証・検討の下、適時・適切に必要な投資審査制度の見直しを図っていくことが重要である。

（健全な対日投資の促進）

海外からの対日直接投資は、内外資源の融合によるイノベーションや地域での投資拡大・雇用創出を通じて、日本経済の成長力強化及び地域の活性化に貢献するものであることから、健全な対内直接投資の一層の促進を図っていくことは重要な政策課題である。特に、近年の少子高齢化に伴う人口減少の進展を克服して安定した経済成長を実現するためには、海外から高度な人材・技術・豊富な資金を呼び込むことが重要である。

このため、2024年5月に開催された対日投資促進会議では、「対日直接投資加速化に向けた優先プログラム」として（1）日本での投資機会の拡大、（2）アジア等の高度人材の確保、（3）国内企業と海外企業との協業促進、（4）ビジネス環境・生活環境の整備、の4本柱10施策を提示し、これらを含む各種施策により、日本政府は2030年に対内直接投資残高100兆円を目指すとした。

また、2024年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」においては、2030年までに対

日直接投資残高 100 兆円という目標の早期実現を目指すとともに、「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」及び「対日直接投資加速化に向けた優先プログラム」に基づき、高度若手人材の確保に加え、海外と国内企業の出資を含む協業の促進、これらの取組の海外への周知・広報等に取り組む旨が示された。その後、2025 年 6 月の対日直接投資推進会議の決定を受けた「経済財政運営と改革の基本方針 2025」では、100 兆円という残高目標が 120 兆円に引き上げられるとともに、2030 年代前半までに 150 兆円という新たな目標が設定された。

外為法は、その第 1 条に規定されるように、対外取引が自由に行われることを基本とし、必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展と我が国経済の健全な発展に寄与することを目的としている。我が国の安全保障の確保と経済成長の実現は同時に達成すべき車の両輪であり、経済安全保障を適切に確保しながら、健全な対内直接投資については積極的に受け入れていくような政策運営を行っていく必要がある。

3. 対内直接投資審査制度を巡る最近の状況

(1) 審査・モニタリング体制の強化

令和元年の外為法改正以降、当局は、投資審査制度における審査・モニタリング体制の強化に努めている。具体的には、財務省においては、本省内に担当部署である投資企画審査室を 2020 年に新設し、体制の拡充を図っている。こうした中、「経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～（骨太方針 2022）」では、経済安全保障や外為法の投資審査制度の文脈で、「外為法上の投資審査について、地方支分部局も含めた情報収集・分析・モニタリング等の強化を図る」、「関係府省庁を含めた経済安全保障の推進体制の強化を図る」、「インテリジェンス能力を強化するため、情報の収集・分析等に必要な体制を整備する」ことが明記されており、翌年の「経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～（骨太方針 2023）」においても、この方針は維持されている。こうした方針を踏まえ、財務省の地方支分部局である財務局においても、2022 年より担当を配置し、投資審査制度に関する説明会の実施等による制度周知や、相談・情報提供窓口の設置等による相談・情報収集等を行っている。また、経済安全保障を巡る環境が厳しさを増す中、機微技術や重要技術を有する各地域の企業等の動向やこうした企業等に対する投資の動向等にかかる情報収集・分析が重要であるとの認識の下、財務省では、財務局を活用し、こうした情報収集・分析活動に力を入れており、審査・モニタリング体制の一層の強化に努めている。

なお、投資審査制度について、諸外国との比較で見た場合、日本の制度における義務的事前届出の閾値（上場企業）は、非常に低い水準となっている。閾値がなく取引内容で限定している米国を除く G7 各国において、概ね 10% 以上の閾値が設定されているのに対し、日本の閾値は 1 %となっている。これは、日本の会社法上、議決権の 1%以上を有するものには株主総会での議題の提案権（株主提案権）が与えられていることを勘案したものである。もちろん、日本の制度では事前届出免除制度があることから、1 %以上の対内直接投資等の全てが事前届出対象となるわけではないが、日本の投資審査制度は、諸外国と比較し、事前届出の網が相対的に広い制度と考えられる。こうして提出された事前届出書は、事前審査の過程のみならず、事前届出審査が終わり投資実行した後や、免除制度を利用し投資実行した後におけるモニタリングにおいても、国の安全等に的確に対処する観点から重要な情報源である。こうした問題意識の下、非違事案を適時適切に把握し、必要な措置命令等の対応を機動的に講じていくためにも、当局ではモニタリング強化に一層力を入れている。

各国の対内直接投資審査制度の概要（未定稿）

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	日本
義務的事前届出・審査	対象となる株式所有等の割合等	一定の数値による閾値の定めなし (支配権や機微情報の取得を伴う取引等に限定)	25%	10%	10% / 20%	3% / 10%	33% (かつ一定規模以上の企業が対象)	1%
	対象となる事業	指定業種 (輸出管理の対象となる重要技術に限定)	指定業種	指定業種	指定業種	指定業種	全業種	指定業種
事後介入		義務的事前届出対象以外についても、審査・株式売却命令等が可能	義務的事前届出対象以外についても、審査・株式売却命令等が可能	義務的事前届出対象については、株式売却命令等が可能	義務的事前届出対象以外についても、25%以上取得する場合は、審査・株式売却命令等が可能	義務的事前届出対象については、株式売却命令等が可能	義務的事前届出対象以外についても、審査・株式売却命令等が可能	義務的事前届出対象以外についても、免除制度利用者が免除基準に違反した場合には、株式売却命令等が可能
義務的事前届出件数		342件 (任意届出含む)	753件	135件	261件	577件	6件	2,903件

(注1) 各国公表資料等を元に作成。義務的事前届出・審査欄の株式割合等は上場企業の場合を記載。義務的事前届出件数については、各国の直近の公表データによる（米仏伊は2023年1月～12月、英加は2023年4月～2024年3月、独は2024年1月～12月、日は2024年4月～2025年3月）。

(注2) 加はnet benefit reviewの対象となる義務的事前申請（application）の件数。その他、投資実行後30日以内の届出が可能な届出類型（notification）が存在しており、この件数は1,195件。

(注3) 日について、経営関与や機微情報にアクセスしないという条件を遵守し続ける場合に限り、株式取得時事前届出免除制度（外国金融機関は包括免除（取得割合を問わない）、一般投資家等は一般免除（取得割合：1%～10%））あり。

＜コラム5＞ 審査に関する考慮要素

外為法の投資審査制度では、法第 27 条に規定する対内直接投資等については、法第 27 条第 3 項 1 号に規定する 4 つの要件（①国の安全を損なうか、②公の秩序を妨げるか、③公衆の安全の保護に支障を来すことになるか、④我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになるか）を満たすかどうかについて、審査が行われており、法第 28 条に規定する特定取得については、①国の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい特定取得に該当するか否かについて、審査が行われている。当該審査において、審査当局がどのような点に着目するかを公にすることは、手続きの透明性及び投資家の予見可能性向上の観点から重要である。また、令和元年の法改正の国会審議や改正法の附帯決議においても、透明かつ適切な制度運用が求められていた。

こうしたことを踏まえ、財務省及び事業所管省庁では、「審査において考慮する要素」を公表している。ここでは、審査に当たって、例えば、

- A) 投資先企業の事業内容に関して、「国の安全の確保、公の秩序の維持又は公衆の安全の保護に係る産業の生産基盤及び当該産業の有する技術基盤の維持に与える影響の程度」や、「国の安全の確保、公の秩序の維持若しくは公衆の安全の保護に係る技術若しくは情報が流出する、又はこれらの目的に反して利用される可能性」、「国の安全の確保、公の秩序の維持又は公衆の安全の保護のために必要な財又はサービスの平時及び有事における、①供給の条件、②安定的な供給、又は③供給される財若しくはサービスの質、に与える影響の程度」を考慮すること、
- B) 外国投資家の属性に関して、「外国投資家等の資本構成、実質的支配者、取引関係その他の属性並びに投資に係る計画及び過去の行動・実績」や、「外国投資家等が服する条約、法令その他の規範が、国の安全の確保、公の秩序の維持、公衆の安全の保護又は我が国経済の円滑な運営に与える影響の程度」、「外国投資家等の外為法又は同法に相当する外国の法令の遵守状況」を考慮すること、
- C) 対象となる投資・関与の内容に関して、「外国投資家等が既に取得している、又は取得しようとしている株式、持分、議決権、出資証券若しくは社債の数・割合や金額、金銭の貸付けを行う場合の貸付けの累計額や条件が、発行会社・貸付先の会社に与える影響の程度」や、「外国投資家が、①発行会社等の取締役若しくは監査役に就任し、又は自らの密接関係者を発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させること、②指定業種に属する事業の譲渡・廃止に係る議案を発行会社の株主総会に提案すること、又は③秘密技術関連情報を取得し若しくは開示を提案し、又は秘密技術関連情報の管理に関する発行会社等の社内規則等の変更を提案すること、を行う可能性及び当該行為が行われた場合の国の安全等の確保に与える影響の程度」を考慮すること、

等が規定されている。日々の審査業務に当たっては、届出書に記載された内容や公示・公開情報等を活用しつつ、こうした考慮要素について当局は審査を行っている。

【参考】

○財務省 HP「外為法に基づく対内直接投資等の事前届出について財務省及び事業所管省庁が審査に際して考慮する要素」

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/recent_revised/gaitamehou_20200508.htm

（2）国内外の関係機関との連携

近年の対内直接投資の増加や、外国投資家による日本企業への影響力行使の方法の多様化など、国際的な経済金融情勢の変化を踏まえれば、国の安全等に係る対内直接投資等とそうではない健全なものを峻別し、投資審査

制度の下での確実かつ迅速な審査を実現するため、審査を担当する財務省及び事業所管省庁の能力向上、特に、情報収集能力の強化が極めて重要である。こうしたことから、国内外の関係機関との連携を強化し、こうした関係機関が保有する情報を審査に活用していくことが、効果的な制度執行の観点から重要となっている。これを踏まえ、令和元年の外為法改正において、国内関係機関への協力要請にかかる規定（法第 69 条の 3）が整備されるとともに、外国当局への情報提供等の連携にかかる規定（法第 69 条の 4）が新設されるなど、所要の法制度的手当がなされた。近年当局では、対内直接投資の動向や審査手法等に係る知見の共有等を目的とした関係省庁による定期的な会議の開催や、外国当局との情報交換等の促進など、国内外関係機関等との連携強化に特に力を入れている。

4. 制度執行の状況（制度各論）

（1）事前届出

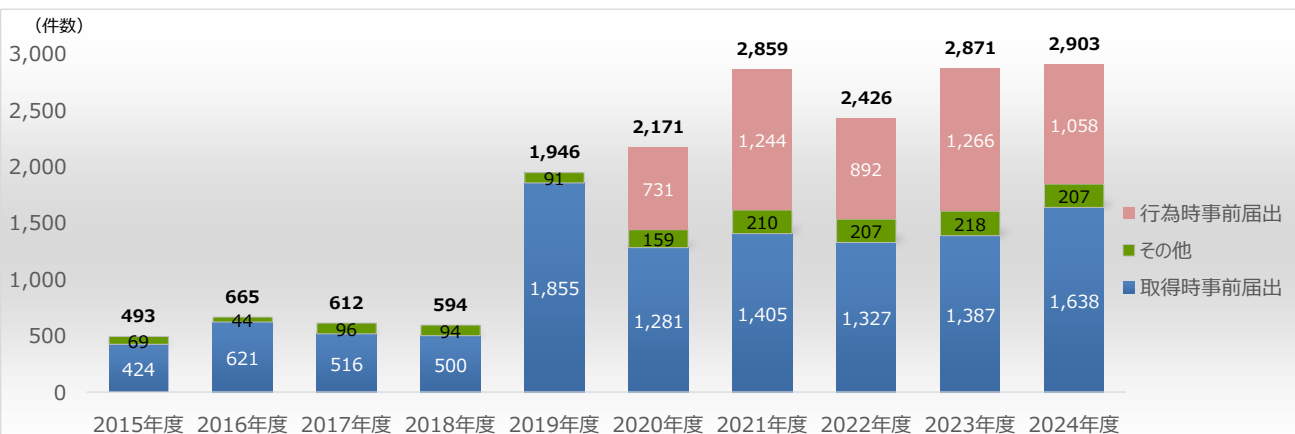
事前届出は、投資審査制度の執行において基礎となるものであり、届出にかかる審査のみならず、事後のモニタリングや制度の企画立案にも活用される重要な情報源である。特に、日本の投資審査制度は、諸外国と比較して、義務的な事前届出を多く徴求していることもあり（上記3.（1）参照）、この観点でも、事前届出は日本の投資審査制度の基盤となっている。このため、外国投資家による事前届出漏れ（無届）への対応も投資審査制度にかかる重要な政策課題の一つとなっている（下記（7）参照）。

事前届出に関し、最近の届出件数の推移等、最近のデータ・計数は以下の通り。

事前届出件数の推移

- 外国為替及び外国貿易法（外為法）の改正（2020年6月完全適用）により、上場会社の株式取得に係る事前届出の閾値を引き下げる（10%→1%）とともに、役員への就任及び指定業種に属する事業の譲渡・廃止等に事前届出（行為時事前届出）を導入し、事前届出の対象を拡大。他方、事前届出免除制度を導入した。
- 2024年度の届出件数は以下の通り。

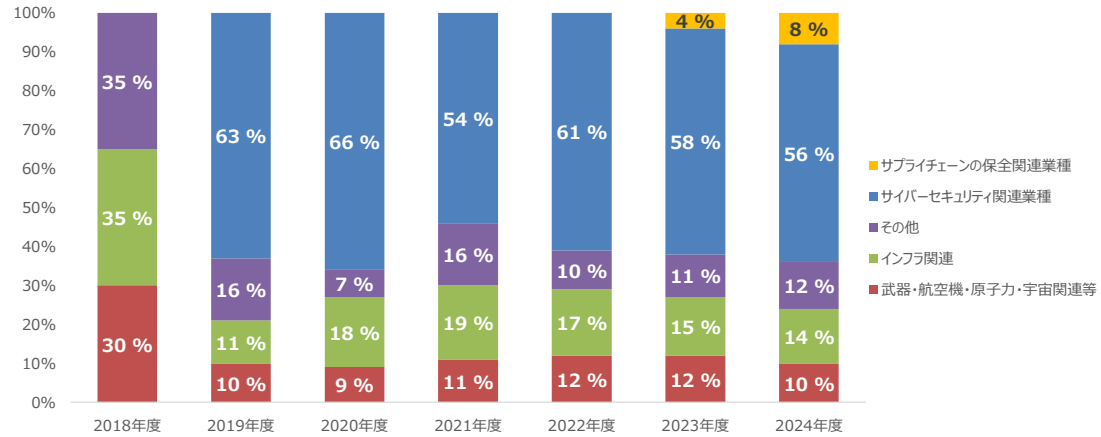
（注）2020年6月に改正外為法完全適用のため、2020年度以前との単純比較はできない。



（注）「その他」は、事業目的の変更、金銭貸付、社債取得、株式譲渡、支店の設置、事業の承継、共同議決権行使等に係る届出。

業種別の事前届出の割合

- 引き続き、2019年8月に指定業種に追加されたサイバーセキュリティ関連業種（情報処理サービス業、ソフトウェア業、集積回路製造業、半導体メモリメディア製造業等）が56%と大宗を占めている。



（参考）外為法上の指定業種の概要

- サイバーセキュリティ関連
- 武器
- 航空機
- 原子力
- 宇宙関連
- 軍事転用可能な汎用品の製造業
- 重要鉱物に係る金属鉱業等
- 特定離島港湾施設の建設業等
- 電力業
- ガス業
- 通信業
- 上水道
- 鉄道業
- 石油業
- 熱供給業
- 放送業
- 旅客運送
- 警備業
- 農林水産業
- 皮革関連
- 航空運輸
- 海運
- 感染症に対する医薬品に係る製造業
- 高度管理医療機器に係る製造業
- サブライチェーンの保全関連業種

*2020年7月に追加

*2021年11月に追加

*2023年5月及び2024年8月に追加

（注1）複数業種にまたがる届出については、それぞれの業種について延べ数で算出。

（注2）2019年度以前は取得時事前届出の業種別内訳、2020年度以降は全ての事前届出の業種別内訳を示す。なお、通信業は2019年度以降サイバーセキュリティ業種に包含。

（参考）業種別の事前届出の内訳

届出対象業種	2018年度	2019年度	2020年度				2021年度				2022年度				2023年度				2024年度			
			株式取得	その他	行為時	合計	株式取得	その他	行為時	合計	株式取得	その他	行為時	合計	株式取得	その他	行為時	合計	株式取得	その他	行為時	合計
武器等の製造業等 （軍事転用可能な汎用品等を含む）	233	188	100	6	59	165	196	10	134	340	121	9	103	233	175	14	109	298	148	11	82	241
航空機の製造業等	19	23	18	0	4	22	11	2	10	23	17	2	18	37	19	0	7	26	31	2	14	47
原子炉・核燃料物質等の製造業等	12	10	2	0	2	4	2	1	3	6	10	0	7	17	7	1	8	16	17	0	5	22
宇宙関連等の製造業等	15	16	12	0	4	16	25	1	9	35	17	0	10	27	22	3	28	53	30	0	1	31
サイバーセキュリティ関連業種	-	1,457	953	56	590	1,599	994	105	863	1,962	984	104	696	1,784	952	103	978	2,033	1,207	111	754	2,072
金属鉱物に係る金属鉱業等	-	-	-	-	-	-	4	0	0	4	4	0	0	4	7	0	0	7	14	0	0	14
特定離島港湾施設の建設業等	-	-	-	-	-	-	4	0	0	4	8	6	0	14	5	3	0	8	0	0	0	0
サブライチェーンの保全関連業種等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	82	10	69	161	194	16	93	303
電力・ガス、熱供給事業	318	235	255	87	44	386	328	96	83	507	225	72	77	374	254	85	58	397	247	76	44	367
情報通信事業	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放送事業	7	2	9	0	2	11	14	0	16	30	3	1	0	4	9	0	15	24	6	0	8	14
上水道業	3	6	1	0	2	3	2	0	0	2	3	0	2	5	2	0	0	2	0	0	0	0
鉄道業	3	2	1	0	0	1	3	1	4	8	26	9	1	36	18	3	0	21	26	0	0	26
旅客運送業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	5	0	1	6	6	0	0	6
生物学的製剤製造業 （医薬品・医療機器を含む）	19	34	27	4	45	76	69	3	72	144	24	5	80	109	39	12	96	147	62	3	80	145
警備業	40	77	12	0	9	21	57	1	27	85	27	1	18	46	35	1	27	63	56	4	38	98
農林水産業	94	96	37	5	11	53	69	0	62	131	47	5	44	96	59	2	57	118	81	4	21	106
石油業	49	46	15	1	22	38	75	2	54	131	28	3	47	78	46	3	33	82	41	1	67	109
皮革製品製造業	10	29	2	0	0	2	0	0	4	4	5	0	5	10	10	1	0	11	5	0	5	10
航空運輸業	31	11	4	1	2	7	2	1	4	7	3	3	0	6	3	0	4	7	1	4	1	6
海運業	36	31	5	0	6	11	49	1	162	212	3	0	23	26	8	0	32	40	9	0	80	89
届出件数	594	1,946	1,281	159	731	2,171	1,405	210	1,244	2,859	1,327	207	892	2,426	1,387	218	1,266	2,871	1,638	207	1,058	2,903
届出における該当業種合計	903	2,263	1,453	160	802	2,415	1,904	224	1,507	3,635	1,557	220	1,131	2,908	1,757	241	1,522	3,520	2,181	232	1,293	3,706

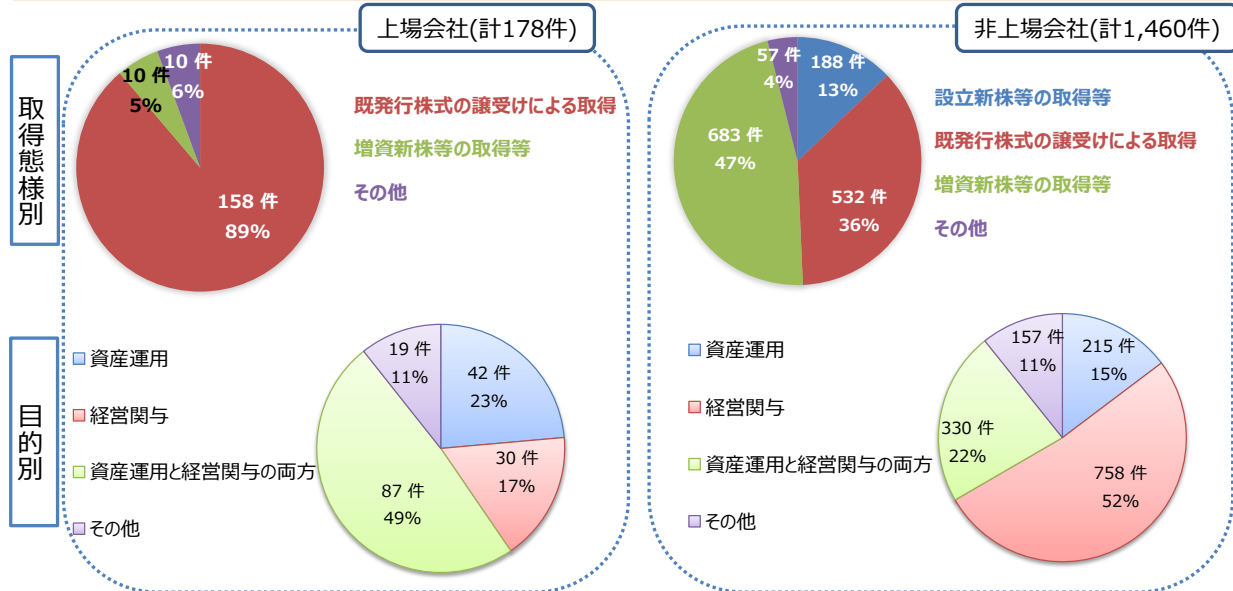
（注1）複数業種にまたがる届出については、それぞれの業種について延べ数で算出。

（注2）「株式取得」は株式取得時事前届出、「その他」は事業目的の変更、金銭貸付、社債取得、株式譲渡、支店の設置、事業の承継、共同議決権行使等に係る届出、「行為時」は行為時事前届出を示す。

（注3）情報通信事業は2019年度以降サイバーセキュリティ関連業種としてカウント。

取得態様・目的別の取得時事前届出件数（2024年度）

- 上場会社178件に対し、非上場会社は1,460件となっており届出件数は非上場会社の方が多い。
- 上場会社に係る株式取得の態様は、市場での取得を含む既発行株式の譲受けによる取得が約9割であって最も多いのに対し、非上場会社は、増資新株等の取得等が最も多い。後者は、自ら設立した会社の増資やスタートアップ投資に伴う増資の引受け等が含まれていることがその理由。また、目的別の届出件数について、非上場会社に係る株式取得は、上場会社に比し、経営関与のみを目的とする届出の割合が高い。



(注1) 取得態様別の「その他」は、新株予約権の行使による取得、吸収分割の対価としての取得、自己株式の取得等。
(注2) 目的別の「その他」は、関係会社の設立又は資金調達の支援、国内会社との合併会社の設立等。

国籍別の取得時事前届出件数（2024年度）

- 株式取得は、日本を除けば、米国や英領ケイマン、シンガポールが多い。
- 日本からの届出が多い理由は、外為法上、非居住者である個人又は外国法人に直接・間接に議決権を50%以上保有されている日本の会社が、外国投資家として取り扱われているため。

届出者の国籍別の取得時事前届出件数

	上場会社	非上場会社	合計
日本	62	439	501
米国	31	245	276
英領ケイマン	9	265	274
シンガポール	33	108	141
台湾	1	59	60
韓国	0	52	52
英国	0	45	45
香港	8	33	41
カナダ	14	20	34
オランダ	0	29	29
ドイツ	0	27	27
英領バミューダ	1	17	18
中国	0	16	16
ベトナム	0	14	14
フランス	1	12	13
サウジアラビア	12	0	12
ルベント	0	10	10
スイス	4	6	10
オーストラリア	0	10	10
インド	0	6	6
アイルランド	0	5	5
英領バミューダ	0	4	4
タイ	0	3	3
イスラエル	0	2	2
その他	2	33	35
合計	178	1,460	1,638

届出者の国籍が「日本」の場合の最終親会社等の国籍別届出件数

	上場会社	非上場会社	合計
米国	11	146	157
日本	32	47	79
英領ケイマン	3	55	58
シンガポール	0	39	39
韓国	3	10	13
香港	0	11	11
中国	0	10	10
ドイツ	0	7	7
ルベント	0	6	6
オランダ	3	3	6
アイルランド	0	3	3
デンマーク	0	3	3
オーストラリア	0	2	2
スイス	0	2	2
フランス	0	1	1
その他	4	36	40
該当なし	6	58	64
合計	62	439	501

届出者の国籍が「英領ケイマン」の場合の最終親会社等の国籍別届出件数

	上場会社	非上場会社	合計
英領ケイマン	3	162	165
日本	2	33	35
シンガポール	0	34	34
米国	3	13	16
香港	1	8	9
台湾	0	4	4
英領バミューダ	0	3	3
その他	0	1	1
該当なし	0	7	7
合計	9	265	274

(注1) 届出者の国籍が「日本」で最終親会社等も「日本」になるのは、子会社が届出者で日本国内に親会社があり、その親会社の議決権について、複数の外国法人が合計で50%以上保有しているもの、単独で50%以上保有している外国法人がない場合等。
(注2) 届出者の国籍が「日本」で最終親会社等が「該当なし」になるのは、届出者の議決権について、複数の外国法人が合計で50%以上保有しているもの、単独で50%以上保有している外国法人がない場合等。
(注3) 届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍により分類される。

（２）平均審査期間

外為法の投資審査制度では、財務大臣及び事業所管大臣において事前届出が国の安全等に支障がないかどうかを審査するため、事前届出を受理してから起算して 30 日を経過するまで（４か月まで延長可）、当該届出を提出した外国投資家は、届け出た投資等を行うことはできないこととされている（投資禁止期間）。ただし、投資禁止期間は、国の安全等を損なう事態が生ずる投資等に該当しない場合には、短縮されることがある。当局は、提出された届出について、リスクベースで審査を行い、国の安全等を損なう事態を生ずる投資等に該当しない場合には、迅速かつ柔軟に審査を終了するよう実務的に対応しており、2024 年度実績では、2,903 件の事前届出のうち、約 30%の事前届出について 5 営業日以内（営業日は国民の祝日と行政機関の休日を除いた行政機関の稼働日をさす）、約 79%の事前届出について 2 週間（14 暦日）以内で審査が終了している。また、平均審査期間は 8.2 営業日となっている（なお、当該平均審査期間は、届出が受理されてから審査終了が公示されるまでの平均日数であり、下記（３）のケースのように、事前届出を取下げた場合は含まない）。

（３）事前届出の取下げ

事前届出を要する場合には、外国投資家は、対象となる取引又は行為を行おうとする日の 6 ヶ月前から届出を提出することができるが、届出書の記載方法や届出要否を含む制度にかかる個別照会の観点から、実務的には、正式な事前届出の提出の前、又は、提出後に、当局（財務省や事業所管省庁）との間でコミュニケーションを取ることがある。特に、国の安全等を損なうおそれにつながるリスクのある届出については、当該届出にかかる対内直接投資等について、審査のための実態把握の観点から、詳細についての事実関係等の確認を行うなどの対応を取ることがある。

こうした当局と外国投資家とのコミュニケーションの中で、外国投資家が提出した事前届出を取り下げ、当該届出にかかる対内直接投資等を取りやめるケースや、一旦取り下げた届出について内容精査・修正の上改めて届出を提出するケースなどがある。

近年の事前届出の取下げ件数は、以下の通り。なお、取下げ件数は事前届出件数には含まれておらず、外数である。

2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
242 件	239 件	274 件	399 件	363 件

（４）報告徴求

外国投資家は、対内直接投資等を行った時は、法第 55 条の 5 の規定に則り事後報告を行うことが求められている。このほか、財務大臣及び事業所管大臣は、「法律の目的を達成するために必要な限度において」、行為等を行った者又は関係人に対して、関連する事項について報告を求めることができるものとされている（報告徴求）（法第 55 条の 8）。

財務省及び事業所管大臣は、投資審査制度の運用に当たり、外国投資家や発行会社等とコミュニケーションを取ることを通じ、事前届出審査を含めた法の適正な執行の観点から、必要な事実関係の把握に努めている。こうした中、例えば、外為法上の更なる法的措置にかかる実施の要否の判断につながるような重要な事実について正確な確認が必要な場合や、任意のやり取りを通じてのみでは事実関係の迅速な確認が難しい場合等には、効果的な制度執行を担保する観点から、法令に基づく報告徴求を発出することがある。法令に基づく報告徴求については、報告を行わなかった場合や虚偽の報告をした場合に、罰則規定の適用がある。

近年の報告徴求の件数は、以下の通り。

2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
2 件	1 件	2 件	1 件	3 件

（５）中止命令等・措置命令

財務大臣及び事業所管大臣は、次の①～③若しくは⑥に掲げる場合において対内直接投資等もしくは特定取得が国の安全等に係るものであると認めるときで外為審の意見の聴取等の所定の手続を経た場合、又は④もしくは⑤に掲げる場合には、違反行為等を行った外国投資家に対し、取得した株式等の全部又は一部の処分などの必要な措置を命ずることができる（法第 29 条）。

- ① 事前届出をせずに取引を行った場合
- ② 投資の禁止期間満了前に取引を行った場合
- ③ 虚偽の事前届出をした場合
- ④ （対象となる対内直接投資等について）応諾した変更の勧告に従わず、又は変更の命令に違反した場合
- ⑤ （対象となる対内直接投資等について）応諾した中止の勧告に従わず、又は中止の命令に違反した場合
- ⑥ 事前届出免除制度を利用して対内直接投資等を行った外国投資家が、免除基準遵守の勧告にかかる措置をとるべきことの命令に違反した場合

特定取得及び措置命令にかかる条項が新設された平成 29 年改正以降、法第 29 条に基づく措置命令の実績は 0 件である（法第 27 条及び 28 条に基づく内容変更・中止の勧告・命令の実績も 0 件となっている）。

なお、当局による国の安全等のリスクへの対処方法としては、こうした株式売却等を命ずる措置命令の他、法令に基づく報告徴求（４．（４）参照）、事前届出審査・事後モニタリングにかかる行政指導を通じた対応など、様々な方法があり、状況に応じて適切な対処を行っている。

（６）罰則

投資審査制度の執行を担保する観点から、外為法では罰則について各種規定が置かれている。具体的には、法第 70 条では、事前届出義務違反や財務大臣及び事業所管大臣による変更命令に対する違反などの違反行為に対して、3 年以下の懲役刑若しくは 100 万円以下の罰金、又はこれら両方を科すことが規定されている。なお、罰金については、違反行為の目的物の価格の 3 倍が 100 万円を超える場合には、当該価格の 3 倍以下とされている。また、法第 71 条では、報告義務にかかる違反や立入検査にかかる違反などについて、6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科される仕組みとなっている。

対内直接投資審査制度の基本的な枠組みが現行の形となった令和元年改正以降、罰則の実績は 0 件である。

（７）無届

外為法の対内直接投資審査制度では、対内直接投資等に関する事前届出をしなければならない外国投資家が、これをせずに対内直接投資等を行った場合には、上記（６）のとおり、法 70 条に規定する刑事罰が科されるほか、当該投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当する場合、法第 29 条に規定する措置命令の対象となり、当局（財務省及び事業所管省庁）は、外国投資家に対し、株式売却を含む必要な措置を講ずることを命じることができる。また、必要な報告（事前届出免除制度を利用した場合の報告、株式取得・処分後の実行報告など）を提出しなかった場合には、上記（６）のとおり、法 71 条に規定する刑事罰が科される。

この際、必要な措置の決定にあたっては、違反行為が意図的に行われたものかどうか、違反が発覚した経緯（自主的な申告か、当局による指摘か）、違反行為を認識した後当局に直ちに申告したか、違反行為の隠蔽行為がなかったか、反復・継続して違反行為が行われたかなどの違反行為の情状も考慮することとしており、悪質性が高いと認める場合には厳しい措置を講ずることとしている。無届事案が判明した場合には、まず当局としては、外国投資家に対し、違反対象行為の概要や違反行為が発覚した経緯、管理体制及び違反理由、再発防止策等にかかる事案調査票の作成・提出を求め、これをもとに報告徴求などを含む、具体的な対応を行うこととしている。

無届事案の検知は、国の安全等にかかる技術情報の流出等を的確に防ぐ観点や、対内直接投資審査制度の適切な執行の確保の観点から極めて重要であり、近年、当局において特に力を入れている分野である。その結果、毎年一定の無届事案を検知している。実態としては、制度の不知からくる悪質性の低い軽微な届出漏れも相当程度存在することから、当局として、審査にあたり代理人となることが多い士業をはじめ、関連業界団体等への制度周知の取組にも力を入れているが、今後とも、関係省庁等との連携や指定業種を営む企業や外国投資家に関連する公示・公開情報等を活用した分析など、無届事案の検知に一層努めていく方針である。

近年の無届件数（当該年度に判明した、本来提出されるべきであった事前届出書・報告書の件数）は以下の通り。

2022 年度	2023 年度	2024 年度
534 件	1,184 件	356 件

上記のとおり、無届のうち悪質性の高いものについては報告徴求を含む必要な対応を取っているが、それ以外は、制度の不知や内部管理体制の不備等からくる、必ずしも悪質性の高いとはいえないものである。また、事前届出に関する無届については、役員選任同意などの行為時事前届出にかかる無届が多い傾向にある。2023 年度は特に、役員選任の同意にかかる事前届出において、複数の投資家による複数年度の無届が発覚した等の理由により、件数が増えている。

（８）事前届出免除制度

一定の条件を満たす外国投資家は、役員に就任しない、非公開の技術関連情報にアクセスしないなどのいくつかの条件を遵守する場合には、事前届出免除制度の利用が可能となっている（２．（２）参照）。

こうした中、事前届出免除制度利用不可の外国投資家による当該制度の利用や、当該制度を利用した後の免除基準違反については、国の安全等を損なうおそれに繋がらないよう、当局として、必要に応じ法令に則った厳正な対応を取ることを含め、適切な制度執行に努めることが重要である。こうした観点から、当局は、当該制度を利用する外国投資家について、投資家属性や対象取引の内容等を踏まえ、免除基準の遵守状況の確認を含めた継続的なモニタリングを実施している。

事前届出免除制度の事後報告件数については、以下の通り。

2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
960 件 (337 件)	842 件 (604 件)	756 件 (546 件)	640 件 (426 件)	702 件 (323 件)

※ 上記の件数は、免除制度を利用した外国投資家が提出した報告書の件数。

括弧内は、上記のうち包括免除の対象となる外国金融機関が提出した報告書の件数。

変更報告書や内容の差替え、取下げのために提出された報告書の件数は含まない。

